平成 18 年 5 月 15 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 タ カ ラ レ ー ベ ン
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　村 山　義 男
（コード番号　８８９７ 東証第一部）
問合せ先　経 営 企 画 部 長　堀 田　和 利
（ Ｔ Ｅ Ｌ ． 03-5324-8720）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号、以下「整備法」という。）が平成 18 年 5 月 1 日から施行されたことに伴い、条文の新設、変更、文言の整備等を行うとともに、次のとおり変更を行うものであります。

⑴整備法により、会社法施行に伴い、新たに定款に定めがあるものとみなされている事項について、変更案第 4 条（機関の設置）および第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。

⑵本社機能を集約化し、業務効率の改善を図るために移転した現本社を本店の所在地とするため、第 3 条（本店の所在地）の変更を行うものであります。

⑶株主総会の招集地に関する制限が撤廃されましたので、本店隣接地での開催を明確にするため、変更案第 14 条（株主総会の開催地）を新設するものであります。

⑷必要が生じた場合に取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 28 条（取締役会決議の省略）を新設するものであります。

⑸取締役がその期待される役割を充分に発揮できるよう、変更案第 31 条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

⑹監査役および会計監査人がその期待される役割を充分に発揮できるよう、また社外監査役として有為な人材の確保ができるよう、変更案第 40 条（監査役の責任免除）、変更案第 44 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

⑺上記の他、会社法等の施行に伴い必要な規定の追加、削除、修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

⑻上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 27 日

以　上

※別紙

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（本店の所在地） 第３条　　当会社は、本店を東京都豊島区に置く。	（本店の所在地） 第３条　　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。
	（機関の設置） 第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人
（新設）	
（公告の方法） 第４条　　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。	（公告方法） 第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。
第２章　株　　式	第２章　株　　式
（発行する株式の総数） 第５条　　当会社が発行する株式の総数は、62,000,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　　当会社の発行可能株式総数は、62,000,000 株とする。
	（株券の発行） 第７条　　当会社は、株式にかかる株券を発行する。
（新設）	
（自己株式の取得） 第６条　　当会社は、商法第 211 条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	（自己の株式の取得） 第８条　　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
（１単元の株式数および単元未満株券の不発行等） 第７条　　当会社の１単元の株式の数は、100 株とする。 ２　　当会社は、１単元の株式に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）にかかわる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第９条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。 ２　　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
	（単元未満株式についての権利） 第 10 条　　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）次条に定める請求をする権利
（新設）	
（単元未満株式の買増し） 第８条　　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株式の買増し） 第 11 条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

現行定款	変更案
（基準日） 第９条　当会社は、毎年３月末日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 ２　前項の規定にかかわらず、取締役会はあらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。 ３　本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（削除）
（名義書換代理人） 第10条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３　当会社の株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこられの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
（株式取扱規程） 第11条　当会社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第13条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（新設）	（株主総会の開催地） 第14条　当会社の定時株主総会の開催地は、本店隣接地とする。
（株主総会の招集） 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	（株主総会の招集） 第15条　（現行どおり）
（新設）	（定時株主総会の基準日） 第16条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年３月31日とする。
（招集権者および議長） 第13条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第17条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ２　株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
（決議の方法） 第14条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数でおこなう。	（決議の方法） 第18条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

現行定款	変更案
2　商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上でおこなう。	2　会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもっておこなう。
	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第 19 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（新設）	
（議決権の代理行使） 第 15 条　株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。	（議決権の代理行使） 第 20 条　株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
（議事録） 第 16 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に掲載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名をおこなう。	（削除）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第 17 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。	（員数） 第 21 条　（現行どおり）
（選任方法） 第 18 条　取締役は、株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でおこなう。	（選任方法） 第 22 条　取締役は、株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
（取締役の任期） 第 19 条　取締役の任期は、就任後２年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第 23 条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第 20 条　代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 2　取締役会の決議により、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第 24 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第 25 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第 22 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第 26 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
（取締役会の決議方法） 第23条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数でおこなう。	（取締役会の決議方法） 第27条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっておこなう。
	（取締役会決議の省略） 第28条　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	
（取締役会の議事録） 第24条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果についてはこれを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をおこなう。	（削除）
（取締役会規程） 第25条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第29条　（現行どおり）
（報酬および退職慰労金） 第26条　取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（員数） 第27条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（員数） 第32条　（現行どおり）
（選任方法） 第28条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でおこなう。	（選任方法） 第33条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
（監査役の任期） 第29条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第30条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

現行定款	変更案
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。	（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数でおこなう。	（監査役会の決議方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。
（監査役会の議事録） 第33条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をおこなう。	（削除）
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査役会規程） 第38条　（現行どおり）
（報酬および退職慰労金） 第35条　監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第39条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
	（監査役の責任免除） 第40条　当会社は会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（会計監査人の選任） 第41条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新設）	（会計監査人の任期） 第42条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
（新設）	（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役または取締役会の決議をもって、監査役会の同意を得て定める。
（新設）	（会計監査人の責任免除） 第44条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第6章　計　　算	第7章　計　　算
（営業年度および決算期） 第36条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とし、営業年度末日を決算期とする。	（事業年度） 第45条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（利益配当金） 第37条　当会社の利益配当金は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第46条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。
（中間配当金） 第38条　取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または　記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。	（中間配当） 第47条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。
（配当金の除斥期間） 第39条　利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第48条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（注）上記変更案は、平成18年５月15日開催の取締役会で決議した内容ですが、 本年６月27日開催予定の定時株主総会に上程する際には、文言等の修正等を行う場合があります。

以　上